

第54回八都県市首脳会議の結果概要

平成20年11月12日

八都県市首脳会議

1 主な決定事項等

(1) 各委員会等における検討状況の報告について

各委員会等の報告については、下記2の「各委員会等からの報告の概要」のとおり報告され、決定した。

なお、委員会等で検討を行なっている事項について整理し、継続の可否等について、次回首脳会議に報告することとした。

また、首都圏連合フォーラムで、「道州制」のあり方について議論することとした。

(2) 地方分権改革の推進に向けた取組について

ア 地方分権改革の推進に向けた取組について

第二期地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという地方分権改革の基本理念を貫徹し、「地方政府」の確立に向けて着実に推進されるよう、八都県市としての意見を取りまとめ、別紙1のとおり、国に対して要求を行うこととした。

また、地方との関わりが深い国の緊急経済対策について、別紙1-2のとおり、八都県市首脳会議として緊急提言を行うこととした。

イ 首長の在任期間の制限に関する意見について

現在、都道府県知事及び指定都市市長の在任期間を、法律により一律に制限しようとする動きがあることから、地方の自主性・自立性を高めるとともに、地方政治改革を推進するため、八都県市としての意見を取りまとめ、別紙2のとおり、意見表明を行うこととした。

(3) 子どもの権利擁護の推進について

児童虐待の増加などの現状を踏まえ、子どもの権利擁護を推進するための喫緊の課題について、八都県市としての意見を取りまとめ、別紙3のとおり国に対して要望を行うこととした。

(4) 米新政権下における横田基地の軍民共用化等の早期実現について

横田基地の軍民共用化や、横田空域及び管制業務の全面返還の早期実現に向け、米新政権に対して改めて強く働きかけるよう、八都県市として意見を取りまとめ、別紙4のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(5) 携帯電話による有害サイトから小・中学生を守る取組について

携帯電話による有害サイトから小・中学生を守る取組について意見交換を行い、

八都県市が共同して取り組むこととした。

具体的な取組内容については、首都圏連合協議会において検討・研究を行うこととした。

(6) 店舗型異性紹介営業（いわゆる「出会い喫茶」）に対する法規制の実施等について

法の隙間を縫った極めて悪質な営業である「出会い喫茶」から青少年を守り、清浄な地域環境を保持するため、「風営法」の改正による全国一律規制の実施等について、八都県市として意見を取りまとめ、別紙5のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(7) 保育所の設置基準等の研究について

保育所の設置基準等の研究について意見交換を行い、地域の実情に合った首都圏としてふさわしい基準等のあり方について、首都圏連合協議会で研究を行うこととした。

(8) 新エネルギーの導入・促進及び技術を活かした国際貢献について

新エネルギーの導入・促進及び技術力を活かした環境対策を推進するため、地球温暖化対策特別部会での、再生可能エネルギーの拡大に向けた検討をより早く進めることとした。

また、平成21年2月に開催される川崎国際環境技術展で八都県市の地球温暖化対策に係る取組等をアピールすることとした。

(9) 深夜化するライフスタイルの見直しに向けた取組について

深夜化するライフスタイルの見直しについて、温暖化対策の視点のみならず、幅広い視点から検討を進めていくため、地球温暖化対策特別部に「深夜化するライフスタイル・ビジネススタイルの見直しに関する検討会（仮称）」を設置し、効果的な対応策や見直しに向けた実践活動などを検討していくこととした。

(10) 京浜三港が推進する広域連携施策等について

京浜三港が主体的に一体となって推進する連携施策がより効果のあるものとなるよう、国が、ふ頭の充実強化に係る財政措置や税制優遇、道路網等の整備・促進、水先制度等の一層の規制緩和を行うことなどについて、八都県市として意見を取りまとめ、別紙6のとおり、国に対して要望を行うこととした。

(11) 受動喫煙防止対策等について

神奈川県から、同県が進めている受動喫煙防止対策の取組の紹介があり、今後、八都県市で協働・連携して推進していくことについて協力依頼があった。

(12) 周産期医療に関する国への緊急提案について

医師確保に向けた国の責任について自覚を促すとともに、周産期医療を取り巻く様々な課題に関し、根本的な解決を図るため、別紙7のとおり、八都県市首脳会議として、国に対して緊急に申し入れを行うこととした。

2 各委員会等からの報告の概要

(1) 首都圏問題について

首都圏の再生等に向けて、業務核都市制度や業務核都市制度に代わる新たな拠点都市制度のあり方についての調査検討を進めた。また、国土形成計画についての意見書の提出等を行った。

引き続き、首都圏の将来像の実現に向けて、共通課題の調査・分析及び課題解決に向けた検討などを進めることとした。

(2) 廃棄物問題について

ア イベントへのリユース食器導入やマイバッグの利用促進に取り組むことで、特にリデュース・リユースに対する住民等の意識啓発を図るとともに、使い捨て製品の使用を削減し、廃棄物や温室効果ガスの排出をはじめとする環境負荷の低減を図ることとした。

また、「容器包装ダイエット宣言」参加事業者の取組について、各種広報媒体を活用した消費者投票による「容器包装ダイエット大賞」を実施し、効果的な広報活動を行うこととした。

イ 製造事業者や販売事業者等に対して、ポイ捨て防止措置の強化等についての対策を求めるための基礎資料を作成するために、散乱ごみの実態調査を行った。

また、産業廃棄物処理業者（収集運搬、中間処理）の標準的な財務内容の把握及び経理的基礎の有無の判断を行う場合の財務内容の評価方法の検証等の調査を実施した。

(3) 環境問題について

ア 地球温暖化防止対策については、地球温暖化対策特別部会を設置し、八都県市地球温暖化防止一斉行動（エコウェーブ）など普及啓発に加え、地球温暖化対策計画書制度等による事業者対策、太陽エネルギー等再生可能エネルギーの導入促進、深夜化するライフスタイルへの対応策等について、八都県市連携して取り組むための工程表を作成した。

今後は、上記の項目について工程表に基づき具体的な行動を推進するとともに、優れた取組の共有化や連携について引き続き検討し、できることから工程表を作成し、具体的な行動につなげていくこととした。

また、環境分野における国際協力・途上国支援について、引き続き、検討を行うとともに、関係機関との協議を進めることとした。

イ 大気中の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質削減対策については、引き続き八都県市で連携しながらディーゼル車規制の効果的な取組を行うとともに、各都県市のディーゼル車対策に関する情報交換等を実施することとした。さらにエコドライブについては、引き続き八都県市及び関係業界が連携して、ドライバーへの実践的な普及や啓発を積極的に展開することとした。併せて国に対しても普及に向け

た要請行動を行っていくこととした。この他、低公害車指定制度は、燃費基準を導入する方向で検討することとした。

さらに、流入車対策については、八都県市内の荷主等の事業者には、トラック等の利用による輸送に際し、不適合車を使用しない取組を誘導すると共に、行政の契約等において、不適合車排除を推進していくこととした。また、不適合車識別のため、ステッカー制度の検討を行った。

局地汚染対策については、八都県市で情報交換をし、適宜国への要請を行うこととした。

ウ 東京湾の水質改善に関する事項については、第6次総量削減計画の円滑な推進手法などの情報交換を行うとともに、「東京湾水質一斉調査」を継続して行うことで東京湾に関する情報収集、啓発活動を行い、水質改善対策に関する検討を進めることとした。

また、底質改善対策等の効果を検証するため、各自治体からの東京湾底質調査結果を収集し、取りまとめることとした。

エ 緑の保全・創出施策については、地域からの取組によって緑の保全・創出が図られるよう、より効果的な取組の検討を行うとともに、緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置及び国の財政支援等に関して、国等への要望を引き続き行うこととした。

(4) 防災・危機管理対策について

ア 「八都県市広域防災プラン」等の内容について、訓練を通じて検証するとともに、河川はん濫時の大規模災害における広域的な応援体制確立のため相互応援のあり方の検討に着手した。

また、国民保護における八都県市連携について、国への要望や広報啓発などの検討を進めることとした。

さらに、「首都圏における地震防災対策の充実強化等」について、国へ要望活動を実施した。

帰宅困難者対策では、新たにファーストフード1社と支援協定を締結する一方、協定締結事業者向けハンドブックを作成するとともに、リーフレット、ホームページなどにより普及・啓発活動を推進した。

イ 第29回八都県市合同防災訓練では、「八都県市災害時相互応援に関する協定」及び各種相互応援協定を活用し、国や市区町村、指定公共機関等の協力を得て、応援部隊の派遣や救援物資の輸送等の広域的な訓練を実施した。

また、「第30回八都県市合同防災訓練」を実施することとした。

ウ 新型インフルエンザ対策の広域的な取組について、国への財源措置等に係る要望活動の実施や、社会機能維持者を対象とした研修会を開催した。

また、新型インフルエンザの発生時の感染拡大防止策等について、八都県市が

連携して取り組むべき対策について引き続き検討を進めることとした。

(5) 首脳会議で提案された諸問題について

ア 首都圏連合協議会の機能強化について、課題解決に向けた検討を行うとともに、引き続き、現行の運営・体制に係る申し合わせ事項の評価・検証を行い、必要に応じて、運営・体制の見直しを行うこととした。

イ アクアライン通行料金引き下げを含む首都圏の高速道路について、国の財源確保が大きな課題となっていることから、八都県市として国に働きかける「要望(案)」について報告され、今後、国に要望することとした。

ウ テレビゲームなどメディアが子どもたちに与える影響と対策について、これまでの調査研究に関する情報収集を中心とした取組を終了することとし、今後は、八都県市青少年行政主管課長会議において、啓発事業等を共同で実施していくこととした。

エ 新型インフルエンザ対策の広域的な取組について、国への財源措置等に係る要望活動の実施や、社会機能維持者を対象とした研修会を開催した。

また、新型インフルエンザの発生時の感染拡大防止策等について、八都県市が連携して取り組むべき対策について引き続き検討を進めることとした。

オ 首都圏における産業の国際競争力の強化について、八都県市合同商談会の開催に向け、課題等の検討を行ったことが報告された。

今後は、11月25日(火)及び26日(水)に東京ビッグサイトで開催する「第1回八都県市合同商談会2008」(第11回産業交流展2008と同時開催)の準備を進めるとともに、「首都圏における産業の国際競争力の強化」について議論を継続することとした。

カ 実効性ある流入車対策の構築の検討について、八都県市内の荷主等の事業者、トラック等の利用による輸送に際し、不適合車を使用しない取組を誘導すると共に、行政の契約等において、不適合車排除を推進していくこととした。また、不適合車識別のため、ステッカー制度の検討を行った。

キ AED設置情報の提供促進について、首都圏連合協議会AED設置情報提供に関する検討会において、設置情報の収集先、情報提供の内容及び方法等を定めた「八都県市AED設置情報提供に関する基本方針(案)」の策定について報告された。

今後は、今回策定した基本方針に基づき、八都県市で協同してAEDの設置情報の提供について取り組んでいくこととなった。

ク 八都県市地球温暖化防止一斉行動(エコウェーブ)について、北海道洞爺湖サ

ミット開催時期にあわせ、明かり（電気）を「けす（一斉消灯）、かえる（電球形蛍光灯への交換）、えらぶ（再生可能エネルギーの普及）」ための行動等を実施したことが報告され、今後、地球温暖化防止キャンペーンを夏・冬のライフスタイルキャンペーンなど、継続して行う普及啓発活動と位置付けた上で、本取組も地球温暖化対策に効果的な時機をとらえ、連携して実施していくこととした。

ケ 「道州制」等広域行政のあり方に関する共同研究について、国や他の地域における議論の動向も注視しつつ、今後、「八都県市の広域連携による成果と課題」、「他の地域の取組」など、他の研究項目について研究を進めることとした。

コ 八都県市における温暖化対策の強化について、地球温暖化対策特別部会を設置し、地球温暖化対策計画書制度等による事業者対策、太陽エネルギー等再生可能エネルギーの導入促進、深夜化するライフスタイルへの対応策等について、八都県市連携して取り組むための工程表を作成したことが報告された。

今後は、上記の項目について工程表に基づき具体的な行動を推進するとともに、優れた取組の共有化や連携について引き続き検討し、できることから工程表を作成し、具体的な行動につなげていくこととした。

3 次回は、平成21年春、さいたま市主催で開催する。

地方分権改革については、地方分権改革推進委員会が、今年5月に提出した第1次勧告に続いて、法制的な仕組みや国の出先機関の見直し等を柱とする第2次勧告を近く提出するとされており、さらに来春には、地方税財政制度改革を内容とする第3次勧告が予定されるなど、重要な局面を迎えている。

しかしながら、先に地方分権改革推進委員会がとりまとめた「国の出先機関の事務・権限の仕分けに関する各府省の見解」にも明らかなように、依然として各府省の抵抗は根強く、地方分権改革の先行きには懸念を禁じ得ない。

そこで、本日、八都府県市首脳会議は、今次の地方分権改革が、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するという基本理念を貫徹し、「地方政府」の確立に向けて着実に推進されるよう、また、政府においてはこれまで以上に地方分権改革の取組が重点的に行われるよう、次のとおり意見を表明し、その実現を要求する。

- 1 政府は、地方分権改革推進委員会の勧告や地方の主張を真摯に受け止め、首相のリーダーシップのもと、政治主導で強力に地方分権改革を推進し、各府省の抵抗を排して、改革の徹底した実現を図ること。

また、改革の意義について、国においても国民の視点に立った広報を積極的に展開し、国民的議論を形成すること。

- 2 国は、外交、防衛、司法等、本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方にゆだねるといふ地方分権改革推進法の基本方針に則り、国と地方の役割分担の見直しと権限移譲を進めること。

なお、先の第1次勧告において、期限を切って検討されることとされた事項については、地方の意見に沿って、少なくとも地方分権改革推進計画に盛り込むことができるよう、前倒しを含めて早期に成案を得ること。

また、具体的に触れられなかった事務・権限についても、さらなる権限移譲を進める方向で検討を行い、早期に明確な結論を示すこと。

- 3 国による関与、義務付け・枠付け等を大幅に廃止・縮小し、地方自治体の条例制定権を拡大すること。

また、国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、国民の権利利益を迅速かつ公正に救済する仕組みにも配慮した上で、地方分権の視点から見直すこと。

- 4 国の出先機関については、事務・権限の必要性を十分に精査した上で、地方の主体性が確保されるよう、国が本来担うべきもの以外は地方に移譲するという地方分権の視点を持って、抜本的な改革を断行すること。

改革に当たっては、行財政改革を徹底的に行った上で、地方に対して事務・権限とそれに必要な税財源等を一体的に移譲すること。

- 5 地方分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築に向けて、国と地方の役割分担に応じた税財源の充実確保等の観点から、次の改革を一体的にかつ強力に推進すること。

(1) 税源移譲に当たっては、当面、国と地方の税収比を5：5とすることを目指し、偏在性の小さい消費税等の基幹税からの税源移譲を実施すること。将来的には、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分を実現すること。

(2) 地方交付税制度の改革に当たっては、地方固有の共有財源であることを明確化し、国による義務付けや政策誘導を排除すること。また、国の歳出削減を目的とした一方的な交付税総額の削減は行わず、地方の行財政需要を的確に把握した上で、地方の安定的財政運営に必要な交付税総額を復元・充実すること。

(3) 国庫補助負担金改革については、国の財政再建や各府省の個別利害を優先することなく、国と地方の役割と責任の在り方を踏まえて、真に地方の自由度・裁量度を高める改革とすること。特に、単なる補助負担率の引下げや、補助金額の縮小、交付金化は、国の関与・規制が依然として残るものであり、断じて行わないこと。

(4) 暫定措置としての地方法人特別税と地方法人特別譲与税は早期に廃止し、地方税として復元することとし、地域間の税收格差の是正については、地方分権を踏まえた国・地方の税体系の実現や、行財政需要を的確に反映する地方交付税制度の構築など、地方税財政制度を抜本的に改革する中で行うこと。

また、以上の制度検討に際しては、我が国最大の大都市圏である八都県市の行財政需要を的確に反映するなど、それぞれの地域の特性を十分に考慮すること。

6 道路特定財源の一般財源化に当たっては、厳しい地方財政の状況や地方の道路整備の必要性を踏まえ、これまで地方に配分されてきた額以上を確保し、自由度の高い地方税財源の充実強化を図ること。

7 地方に関わる事項の政府の政策立案等に関して、地方の意見を反映させる仕組み（「(仮) 地方行財政会議」）を法律により設置すること。

8 政府による「道州制ビジョン」の策定に当たっては、地方の参画の下、新しい国家像をつくるという導入の理念を踏まえ、中央府省の大胆な解体再編を含めた、国と地方の役割分担を根本的に見直すとともに、基礎自治体のあり方や大都市制度の構築について、十分な議論を行うこと。

また、その際には、国の都合による行財政改革や財政再建の手段として行うことなく、真の分権型社会の実現を目指すこと。

なお、道州制の議論いかににかかわらず、地方分権改革を着実に推進すること。

以上、我々は、地方分権改革の推進を政府に対し強く求めるとともに、真の分権型社会を早期に実現するため、自らも当事者として、あらゆる機会を通じて、改革を強力に推し進めていく決意で臨むものである。

平成 20 年 11 月 12 日

内閣総理大臣 麻生 太郎 様

八都県市首脳会議

座長	横浜市 長	中 田 宏
	埼玉県 知事	上 田 清 司
	千葉県 知事	堂 本 暁 子
	東京都 知事	石 原 慎 太 郎
	神奈川県 知事	松 沢 成 文
	川崎市 長	阿 部 孝 夫
	千葉市 長	鶴 岡 啓 一
	さいたま市 長	相 川 宗 一

「新たな経済対策」に関する緊急提言

10月30日に発表された新たな経済対策（生活対策）は、厳しい経営環境にある中小・小規模企業支援対策等を中心とした金融・経済対策や、地域活性化対策等を盛り込むなど、時宜を得た内容となっており、一定の評価をするものである。

しかし、具体的内容が明らかにされていない点も多く、速やかな検討が必要であることから、特に地方との関わりの深い次の対策について、政府に対し提言する。

1 「生活支援定額給付金（仮称）」のあり方の検討

総額2兆円を限度とする「生活支援定額給付金（仮称）」については、実施にあたり、事務手続きを簡素化するために、例えば、全国民に対し、一律定額給付の上、所得に加算する方式を検討するなど、実務を担う市町村に過重な事務負担をかけない方式にすべきこと。

2 道路特定財源の一般財源化に伴う「1兆円」の税源移譲

道路特定財源を「一般財源化」とした「道路特定財源等に関する基本方針」を遵守するとともに、地方財源となる1兆円は、地方道路整備臨時交付金と別枠として地方への恒久的な税源移譲、または、税源移譲を前提とする「交付金」として確保すること。

3 住宅ローン減税等への適切な対応

住宅ローン減税の延長・拡充については、国税である所得税で実施すべきであり、地域の行政サービスを賄う住民税に影響させるべきではない。

ただし、住民税に拡大して実施する場合には、地方の減収については、国の責任において、地方特例交付金により確実な財源補てんを行うこと。

平成20年11月12日

内閣総理大臣 麻生太郎
総務大臣 鳩山邦夫
国土交通大臣 金子一義 } 様

八都県市首脳会議

座長	横浜市 長	中 田	宏
	埼玉県 知事	上 田	清 司
	千葉県 知事	堂 本	暁 子
	東京都 知事	石 原	慎 太郎
	神奈川県 知事	松 沢	成 文
	川崎市 長	阿 部	孝 夫
	千葉市 長	鶴 岡	啓 一
	さいたま市 長	相 川	宗 一

首長の在任期間の制限に関する意見

首長の在任期間の制限については、八都県市首脳会議において、平成18年11月以来4度にわたり、全員一致で意見を取りまとめ、アピールしてきたところであるが、現在、都道府県知事及び指定都市市長の在任期間を、法律により一律に制限しようとする動きがあることから、地方の自主性・自立性を高めるとともに、地方政治改革を推進するため、本日改めて、次のとおり意見を表明する。

首長の在任期間については、幅広い権限を有する首長の時間的分権という観点から、地方分権の基本的な考え方である各自治体の「自己決定・自己責任」の原則を尊重し、法律により一律に制限するのではなく、在任期間を制限するかどうかや、制限する場合の在任期数などを条例にゆだねる仕組みとするよう、関係法令を改正すること。

平成20年11月12日

八都県市首脳会議

座長	横浜市 長	中 田	宏
	埼玉県知事	上 田	清 司
	千葉県知事	堂 本	暁 子
	東京都知事	石 原	慎太郎
	神奈川県知事	松 沢	成 文
	川崎市 長	阿 部	孝 夫
	千葉市 長	鶴 岡	啓 一
	さいたま市長	相 川	宗 一

子どもの権利擁護の推進に関する要望書

国際連合が、世界人権宣言において、子どもは特別な保護及び援助についての権利を享有することを宣明してから、今年はちょうど 60 年目にあたります。

しかしながら、我が国の現状を見ると、子どもへの虐待は増加の一途をたどり、昨年度ついに全国で 4 万件を超えるなど、まさに危機的な状況にあると言えます。

児童虐待防止法改正により、子どもの保護に係る児童相談所の権限が強化され、さらに、里親制度の充実、施設内虐待防止を含む社会的養護の充実等を内容とする児童福祉法の改正が予定されています。

加えて、昨年 11 月の少年法改正により、重大事件に係る触法少年への支援に児童相談所の役割が、より重要となったところでもあります。

また、現在、国においては障害者自立支援法の見直しに向け検討が進められているところですが、障害のある子どもが社会的に自立するため、出産期、乳幼児期、就学期、学齢期、青年期と、すべてのライフステージを通じた一貫した支援が求められています。

子どもを守り育てることは社会の責務であり、とりわけ保護・援助を必要とする子どもへの支援は、国をあげて取り組む必要があることから、次の事項を国に要望します。

1 児童福祉法改正法案の早期成立について

虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実などを定めた児童福祉法改正法案を早期に成立するよう努め、成立した場合においては、円滑な施行が可能となるよう、十分な周知を行うこと。

2 児童相談所の体制強化について

- (1) 子どもへの個別支援を充実するため、児童心理司、看護師等の専門職員の配置基準を定め、必要な財政上の支援策を講じること。
- (2) 重大事件に係る触法少年が送致された場合の児童相談所の対応に関し、適切な体制整備を図ることができるよう必要な支援策を講じること。

3 児童養護施設の機能強化について

児童養護施設において、個々の児童の状況に応じた、よりきめ細やかな支援が可能となるよう、職員配置基準の見直しやそれに伴う財政上の支援策を講じること。

4 障害のある子どもへの一貫した支援体制の整備について

障害のある子どもに対し、ライフステージに応じ、かつ一貫性のある支援が継続的に確保されるよう、関係者間の情報の伝達と共有に必要な仕組みづくりなど、支援体制整備に向けた、具体的な取組を進めること。

平成20年 月 日

内閣総理大臣 麻生 太郎 様
厚生労働大臣 舛添 要一 様

八都県市首脳会議

座長 横 浜 市 長 中 田 宏
埼玉県知事 上 田 清 司
千葉県知事 堂 本 暁 子
東京都知事 石 原 慎 太 郎
神奈川県知事 松 沢 成 文
川 崎 市 長 阿 部 孝 夫
千 葉 市 長 鶴 岡 啓 一
さいたま市長 相 川 宗 一

米新政権下における横田基地の軍民共用化等の早期実現について

横田基地の軍民共用化は、空港容量の逼迫する首都圏の航空事情を改善し、我が国の国際競争力を高め、国力を維持するため、早期に実現すべき国家プロジェクトです。軍民共用化に関する日米協議は、「再編実施のための日米のロードマップ」で定められた期限内に合意に至らず、現在も継続しています。こうした中、米国では大統領選挙が行なわれ、政権が交代することとなるため、米新政権が横田基地の軍民共用化を日米間の重要な懸案事項として確実に引き継ぎ、その実現に向けて積極的に取り組むよう、日本政府として強く求めていくことが必要です。

また、横田空域の返還は、首都圏空域を再編成して、我が国が一体的に管制業務を行うことにより、安全で効率的かつ騒音影響の少ない合理的な航空交通を確保していくために不可欠なものです。「再編実施のための日米のロードマップ」に基づき、同空域の一部については本年9月に返還されたところですが、“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”については米新政権発足後の来年度に検討を完了することとなっており、全面返還の実現に向け新政権との日米協議を着実に進展させることが必要です。

そこで、次の事項について特段の措置を講じられるよう要望いたします。

- 1 横田基地の軍民共用化について、米新政権に対して、日米協議を確実に引き継ぎ、その実現に向けた協議に積極的に対処するよう、改めて強く働きかけ、早期実現を図ること。
- 2 日米両政府による“横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件の検討”を予定どおり平成21年度に完了し、横田空域及び管制業務の早期全面返還を実現するよう、米新政権に改めて強く働きかけ、同空域を活用した合理的な航空路を設定すること。

平成20年 月 日

内閣総理大臣 麻生太郎様
外務大臣 中曽根弘文様
国土交通大臣 金子一義様
防衛大臣 浜田靖一様

八都県市首脳会議

座長	横浜市長	中田宏
	埼玉県知事	上田清司
	千葉県知事	堂本暁子
	東京都知事	石原慎太郎
	神奈川県知事	松沢成文
	川崎市長	阿部孝夫
	千葉市長	鶴岡啓一
	さいたま市長	相川宗一

店舗型異性紹介営業(いわゆる「出会い喫茶」)の法規制の実施等について

現在、「出会い喫茶」という営業が大都市圏を中心に広がっており、これに伴い、利用した青少年が児童買春やわいせつ行為の被害者となる事件も多発しています。

「出会い喫茶」は、料金を支払った男性客が店内にいる面識のない女性を指名し、合意すれば店外に連れ出すことができるというもので、現在のところ「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(以下「風営法」という。)などの規制対象とはなっておりません。

こうした状況に鑑み、首都圏の各自治体では独自の条例などによる取組を進めているところですが、今後、こうした法の隙間を縫った極めて悪質な営業が、全国各地で展開されることが十分に想定されるため、青少年の保護、清浄な地域環境の保持の両面から、全国一律に規制し、また、青少年が利用することのないよう啓発することが必要です。

そこで、国におかれては、

- 1 「風営法」の改正により「出会い喫茶」を全国一律に規制すること
- 2 保護者や青少年に対し、「出会い喫茶」の危険性などについて周知啓発を行うこと

を早期に実施されるよう強く要望します。

平成 年 月 日

内閣府特命担当大臣 小渕 優子 様
警察庁長官 吉村 博人 様

八都県市首脳会議

座長	横浜市 長	中 田 宏
	埼玉県 知事	上 田 清 司
	千葉県 知事	堂 本 暁 子
	東京都 知事	石 原 慎 太 郎
	神奈川県 知事	松 沢 成 文
	川崎市 長	阿 部 孝 夫
	千葉市 長	鶴 岡 啓 一
	さいたま市 長	相 川 宗 一

京浜三港が推進する広域連携施策等について

アジア諸港の躍進などにより、日本港湾の国際的地位が低下していく中、積極的な対策を講じなければ、東京港、川崎港、横浜港が世界の基幹航路から外れ、わが国経済に与える影響は極めて深刻である。

このような危機感を共有し、これまで積み重ねた港湾経営の実績を活かしつつ、東京湾の国際競争力を強化するため、京浜三港は、港を一体的に管理するポートオーソリティの設立を視野に入れ、一層の連携を推進することで基本合意した。

首都圏をはじめ広く東日本の物流に貢献している京浜三港の貨物集荷力を強化し、国際基幹航路の維持拡大を図るための取り組みを、今後とも三港が主体的に一体となって進めていく。

以上のことから、国におかれては、京浜三港が推進する広域連携施策がより効果のあるものとなるよう、次のことについて、財政措置等を講じられたい。

また、千葉港をはじめとする東京湾内の各港湾についても、首都圏経済の発展を支える社会基盤としてそれぞれ重要な役割を担っていることから、国におかれては、これらの港湾について引き続き整備を促進するとともに、港湾施設の維持管理についても、財政措置等を講じるよう配慮されたい。

- 1 京浜三港における港湾コスト低減による国際競争力強化のため、新規及び既存ふ頭の充実強化に係る財政措置や税制優遇などを講じること。
- 2 京浜三港間の道路網や京浜三港と内陸部を結ぶ幹線道路の整備、促進を図ること。
- 3 水先制度等の一層の規制緩和を図ること。

平成20年 月 日

国土交通大臣 金子 一義 様

八都県市首脳会議

座長 横 浜 市 長 中 田 宏

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

千 葉 県 知 事 堂 本 暁 子

東 京 都 知 事 石 原 慎 太 郎

神 奈 川 県 知 事 松 沢 成 文

川 崎 市 長 阿 部 孝 夫

千 葉 市 長 鶴 岡 啓 一

さ いた ま 市 長 相 川 宗 一

周産期医療体制の充実及び医師確保に向けた緊急要望

医師不足や訴訟リスクなどを背景に、地域の産科・産婦人科診療の休・廃止や分娩取扱いの制限が進む中、都内において脳出血を発症した妊婦の搬送に関する問題が2件続けて発生するなど、周産期医療体制は、都市部においても危機的な状況にある。

こうした事案は、現在の周産期医療体制における様々な課題を浮き彫りにし、安全・安心の医療体制を求める国民の不安を高めている。

このような状況の下、各自治体においても地域の周産期医療の確保や医療不安の解消に向けて全力で取り組んでいるが、本質的な原因は全国的な産科医師、小児科医師の絶対的不足にある。

国はこれまでの医師抑制策を転換し、医学部定員を増加させることとしたが、この効果が現れるのは10年後である。また、産科・小児科医師のなり手が少ないという診療科偏在の問題については、国は抜本的な打開策を示すに至っていない。

現在の医療現場の混乱は、これまでの国の医師抑制策によるものであることを真摯に受け止め、国の責務として医師確保対策と周産期医療体制を整備充実し、国民の不安解消に努めるべきである。

については、抜本的かつ実効性のある対策に早急に取り組むことを強く要望する。

- 1 地域の周産期医療体制の中核を担う総合周産期母子医療センターが、母体の安全も含めてリスクの高い妊婦に対応できるよう、診療体制の強化を図るとともに、中程度のリスクを持つ妊婦に対応する医療機関の確保を図ることができるよう必要な措置を講じること。また、周産期医療と救急医療とが連携した医療提供体制を構築できるよう、実効的な支援策を早急に講じること。
- 2 産科・小児科など医師の診療科偏在を解消するため、臨床研修制度を見直し、医師不足が深刻な医療分野に重点を置いた研修を導入するなど、具体的かつ実効ある医師育成方策を早期に講じること。

- 3 周産期医療を担う地域の医療機関が安定的に医師を確保するため、診療報酬の抜本的な見直しを行い、医師等の処遇改善に反映させる仕組みを構築するとともに、過酷な勤務環境を改善する施策の推進に努めること。
- 4 今後ますます増加が見込まれる女性医師が、生涯にわたって安心して医療に携わることができるよう、夜間や病児等の保育制度の充実や出産・育児等による離職後の再就職など、総合的な支援策の一層の充実を図ること。

平成20年 月 日

厚生労働大臣 舛添 要一 様

八都県市首脳会議

座長 横浜市 長 中 田 宏

埼玉県知事	上 田 清 司
千葉県知事	堂 本 暁 子
東京都知事	石 原 慎太郎
神奈川県知事	松 沢 成 文
川崎市 長	阿 部 孝 夫
千葉市 長	鶴 岡 啓 一
さいたま市長	相 川 宗 一